



- 在外教育施設における教育の振興に関する法律における学校に相当するものとして文部科学大臣が告示する教育施設（第2条第2項第1号）及び外務大臣が定める基準（第2条第2項第2号）を定めました。
- 在外教育施設の認定等に関する規程を改正し、在外教育施設の認定及び認定取消しについて、インターネット等の方法で公示することとしました。

4 教国教第74号
外領政合第666号
令和4年9月12日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
各日本人学校運営委員会委員長
各日本人学校長 殿
各私立在外教育施設運営委員会委員長
各私立在外教育施設学校長
各補習授業校運営委員会委員長
各補習授業校長

文部科学省総合教育政策局国際教育課長

石田善顕

外務省領事局政策課長

長尾成敏

在外教育施設における教育の振興に関する法律第二条第二項第一号の規定に基づき、学校に相当するものとして文部科学大臣が告示する教育施設等について（通知）

この度、在外教育施設における教育の振興に関する法律第二条第二項第一号の規定に基づき、学校に相当するものとして文部科学大臣が告示する教育施設を定める件（令和4年文部科学省告示第111号）及び在外教育施設に対する支援に係る指定等に関する規程（令和4年外務省告示第303号）について、令和4年8月29日に公布、施行されました。これらの告示はいずれも、令和4年6月17日に施行された、在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和4年法律第73号。以下「振興法」という。）第2条第2項第1号及び第2号の規定に基づくものです。

また、在外教育施設の認定等に関する規程の一部を改正する告示（令和4年文部科学省告示第113号）が令和4年8月29日に公布、施行されました。

これらの告示の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

記

第1 在外教育施設における教育の振興に関する法律第二条第二項第一号の規定に基づき、学校に相当するものとして文部科学大臣が告示する教育施設を定める件

1. 告示の趣旨

- ・振興法第2条第2項第1号に掲げる「学校に相当するものとして文部科学大臣が告示する教育施設」について定めたものであること。

2. 告示の概要

- ・振興法第2条第2項第1号の学校に相当するものとして文部科学大臣が告示する教育施設は、在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年文部省告示第114号。以下「認定等規程」という。）第1条の規定による認定を受けた在外教育施設とすること。

3. 経過措置

- ・この告示の施行の日において、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成3年文部省令第45号）第1条の規定により改正がなされる前の学校教育法施行規則第69条第2号の規定により指定されている在外教育施設（認定等規程に基づく文部科学大臣による認定制度以前からある指定制度により指定を受けた在外教育施設）は、本告示に規定する教育施設に該当するものとみなすこと。

第2 在外教育施設に対する支援に係る指定等に関する規程

1. 告示の趣旨

- ・振興法第2条第2項第2号に掲げる「外務大臣が定める基準」について定めたものであること。

2. 告示の概要

(1) 指定の基準（第1条関係）

- ・外務大臣は、在外教育施設の設置者（在外教育施設を設置しようとする者を含む。）の申請に基づき、当該在外教育施設が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該在外教育施設を振興法第2条第2項第2号にいう外務大臣が定める基準に適合するものと認め、及び当該在外教育施設に対する政府によ

る支援（以下「政府支援」という。）に係る指定を行うことができること。ただし、所在国の状況その他の特別な事情があると認められる場合にはこの限りではないこと。

- ①学校教育法第1条に規定する小学校又は中学校における課程の一部を行い、国語を中心とした授業を1年についておおむね35日以上行う在外教育施設であること。
- ②海外に在留する邦人が邦人の福利の増進を主たる目的として組織した団体その他これに準ずる団体が設立した在外教育施設であること。
- ③在籍する児童又は生徒（外国籍のみを有するものを除く。）の数がおおむね5人以上であり、今後も増加が見込まれること。
- ④在籍する児童又は生徒が2以上の企業等の従業員の子女から成ること。
- ⑤一の営利企業等により運営されるものでないこと。
- ⑥授業の実施に必要な講師が確保されていること。
- ⑦在外教育施設の運営に必要な規則が制定されていること。
- ⑧申請をする年の4月15日時点で授業を実施していること。

（2）指定に係る申請手続（第2条関係）

- ・第1条の指定を受けようとする在外教育施設の設置者は、申請に係る在外教育施設の適正な管理運営を行うため、施設運営委員会その他これに相当するものを置かなければならないこと。
- ・在外教育施設の設置者は、前条の指定に係る申請に当たっては、支援要望書を当該在外教育施設の所在国の在外公館長を通じ、外務大臣に提出しなければならないこと。

（3）指定通知（第3条関係）

- ・外務大臣は、在外教育施設に対し、第1条の指定をしたときは、当該在外教育施設の所在国の在外公館長を通じて当該在外教育施設の設置者に対しその旨を通知するものとする。

（4）支援の内容等（第4条関係）

- ・第1条の指定を受けた在外教育施設に対する政府支援は、次に掲げる費用に充てるものとする。
- ①校舎の借料等
 - ②当該在外教育施設の所在国において採用された教師、講師等に対する謝金
 - ③安全対策に係る経費

(5) 指定の取消し等（第5条、第6条関係）

- ・外務大臣は、第1条の指定をした在外教育施設（以下「指定施設」という。）が次のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができること。
 - ①指定施設が第1条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
 - ②指定施設が安定的に運営されなくなったとき。
- ・指定施設の設置者は、当該指定施設について、指定の取消しを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を当該指定施設の所在国の在外公館長を通じて外務大臣に提出しなければならないこと。
 - ①指定の取消しを受けようとする理由
 - ②指定の取消しを受けようとする時期

第3 在外教育施設の認定等に関する規程の一部を改正する告示

1. 改正の趣旨

- ・今般の改正は、認定等規程の規定に基づく在外教育施設の認定並びに当該認定の取消しをしたときに、その旨を広く周知するため、従来の官報による告示に代わり、インターネットの利用その他の適切な方法により公示することとしたものであること。

2. 改正の概要

- ・認定等規程第1条の規定に基づく認定並びに第20条及び第21条の規定に基づく認定の取消しをしたときは、認定施設の名称、位置、設置者その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示すること。

第4 留意事項

- ・認定等規程第1条の規定に基づく在外教育施設の認定に関しては、今般の告示に伴う変更は生じないこと。
- ・認定等規程新第22条の規定に基づくインターネットの利用その他の適切な方法による公示は、下記の文部科学省ホームページにおいて実施すること。

※文部科学省「認定した在外教育施設の一覧」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/002/001.htm

- 別添 1 在外教育施設における教育の振興に関する法律第二条第二項第一号の規定に基づき、学校に相当するものとして文部科学大臣が告示する教育施設を定める件（令和4年文部科学省告示第111号）
- 別添 2 在外教育施設に対する支援に係る指定等に関する規程（令和4年外務省告示第303号）
- 別添 3 在外教育施設の認定等に関する規程の一部を改正する告示（令和4年文部科学省告示第113号）
- 別添 4 在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和4年法律第73号）（抜粋）
- 別添 5 在外教育施設の認定等に関する規程（令和4年文部科学省告示第113号による改正後）

【本件連絡先】

<本事務連絡について（外務省告示関係を除く）>

文部科学省 総合教育政策局 国際教育課 企画係

電話：03-5253-4111（内線 3279）

E-MAIL：kyokoku@mext.go.jp

<外務省告示関係について>

外務省 領事局 政策課

電話：03-5501-8000（内線 2335）

E-MAIL：ryosei-kaigaikyoiku@mofa.go.jp

<その他在外教育施設全般について>

文部科学省 総合教育政策局 国際教育課

在外教育施設企画調査係

電話：03-5253-4111（内線 3562、3095）

E-MAIL：zaigai@mext.go.jp

○文部科学省告示第百十一号

在外教育施設における教育の振興に関する法律第二条第二項第一号の規定に基づき、学校に相当するものとして文部科学大臣が告示する教育施設を次のように定める。

令和四年八月二十九日

文部科学大臣 永岡 桂子

在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和四年法律第七十三号）第二条第二項第一号の学校に相当するものとして文部科学大臣が告示する教育施設は、在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第一条の規定による認定を受けた在外教育施設とする。

附 則

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

第二条 この告示の施行の日において学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成三年文部省令第四十五号）第一条の規定による改正前の学校教育法施行規則第六十九条第二号の規定により指定されている在外教育施設は、本則に規定する教育施設に該当するものとみなす。

○外務省告示第三百三号

在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和四年法律第七十三号）第二条第二項第二号の規定に基づき、在外教育施設に対する支援に係る指定等に関する規程を次のように定める。

令和四年八月二十九日

外務大臣臨時代理

国務大臣 松野博一

在外教育施設に対する支援に係る指定等に関する規程

（指定の基準）

第一条 外務大臣は、在外教育施設の設置者（在外教育施設を設置しようとする者を含む。以下同じ。）の申請に基づき、当該在外教育施設が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該在外教育施設を在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和四年法律第七十三号）第二条第二項第二号にいう外務大臣が定める基準に適合するものと認め、及び当該在外教育施設に対する政府による支援（以下「政府支援」という。）に係る指定を行うことができる。ただし、所在国の状況その他の特別な事情があると認められる場合にはこの限りではない。

- 一 学校教育法第一条に規定する小学校又は中学校における課程の一部を行い、国語を中心とした授業を一年についておおむね三十五日以上行う在外教育施設であること。
- 二 海外に在留する邦人が邦人の福利の増進を主たる目的として組織した団体その他これに準ずる団体が設立した在外教育施設であること。
- 三 在籍する児童又は生徒（外国籍のみを有するものを除く。）の数がおおむね五人以上であり、今後も増加が見込まれること。
- 四 在籍する児童又は生徒が二以上の企業等の従業員の子女から成ること。
- 五 一の営利企業等により運営されるものでないこと。
- 六 授業の実施に必要な講師が確保されていること。
- 七 在外教育施設の運営に必要な規則が制定されていること。
- 八 申請をする年の四月十五日時点で授業を実施していること。

（指定に係る申請手続）

第二条 前条の指定を受けようとする在外教育施設の設置者は、申請に係る在外教育施設

の適正な管理運営を行うため、施設運営委員会その他これに相当するもの（以下「施設運営委員会等」という）を置かなければならない。

2 在外教育施設の設置者は、前条の指定に係る申請に当たっては、別記様式による支援要望書を当該在外教育施設の所在国の在外公館長を通じ、外務大臣に提出しなければならない。

（指定通知）

第三条 外務大臣は、在外教育施設に対し、第一条の指定をしたときは、当該在外教育施設の所在国の在外公館長を通じて当該在外教育施設の設置者に対しその旨を通知するものとする。

（支援の内容等）

第四条 第一条の指定を受けた在外教育施設に対する政府支援は、次に掲げる費用に充てるものとする。

- 一 校舎の借料等
- 二 当該在外教育施設の所在国において採用された教師、講師等に対する謝金
- 三 安全対策に係る経費

（指定の取消し）

第五条 外務大臣は、第一条の指定をした在外教育施設（以下「指定施設」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

- 一 指定施設が第一条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 二 指定施設が安定的に運営されなくなったとき。

（指定の取消しの届出）

第六条 指定施設の設置者は、当該指定施設について、指定の取消しを受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を当該指定施設の所在国の在外公館長を通じて外務大臣に提出しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする時期

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百十三号

在外教育施設の認定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年八月二十九日

文部科学大臣 永岡 桂子

在外教育施設の認定等に関する規程の一部を改正する告示

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(認定等の公示)</p> <p>第二十二條 文部科学大臣は、第一条の認定をしたときは、認定施設の名称、位置、設置者その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの事項の変更について承認をしたときも、同様とする。</p> <p>2 文部科学大臣は、前二条の規定により認定を取り消したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。</p>	<p>(認定等の告示)</p> <p>第二十二條 文部科学大臣は、第一条の認定をしたときは、認定施設の名称、位置、設置者その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項の変更について承認をしたときも、同様とする。</p> <p>2 文部科学大臣は、前二条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で告示する。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和4年法律第73号）

（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校又は高等学校をいう。

2 この法律において「在外教育施設」とは、在留邦人の子のために海外に設置された教育施設であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 学校に相当するものとして文部科学大臣が告示する教育施設
- 二 前号に掲げるもののほか、学校における教育課程の一部を行う教育施設であつて、在留邦人の子の心身の発達に応じて体系的な教育を組織的に行うために必要なものとして、次に掲げる事項に関し外務大臣が定める基準に適合するもの
 - イ 教育施設の設置者
 - ロ 教育施設における国語教育その他教育の内容
 - ハ 教育施設に在籍する在留邦人の子の数
 - ニ 教育施設の教職員の確保の状況
 - ホ 教育施設の運営の体制

在外教育施設の認定等に関する規程

平成 3年11月14日文部省告示第114号

改正 平成12年 3月29日文部省告示第 42号
 平成12年12月11日同 第181号
 平成14年 3月29日文部科学省告示第 58号
 平成14年12月18日同 第198号
 平成19年 3月30日同 第 46号
 平成19年12月25日同 第146号
 平成21年 3月31日同 第 67号
 平成24年 2月16日同 第 22号
 令和 2年12月28日同 第148号
 令和 4年 8月29日同 第113号

目次

- 第1章 認定の基準（第1条～第12条）
 第2章 運営の基準（第13条～第16条）
 第3章 認定の手續等（第17条～第24条）
 附則

第1章 認定の基準
 （認定）

第1条 文部科学大臣は、在外教育施設の設置者（在外教育施設を設置しようとする者を含む。以下同じ。）の申請に基づき、当該在外教育施設が小学校、中学校又は高等学校（以下「小学校等」という。）の課程と同等の課程を有する旨の認定を行うことができる。

（認定の基準）

第2条 前条の認定の基準については、この章の定めるところによる。

（名称）

第3条 第1条の認定を受けようとする在外教育施設（以下「申請施設」という。）の名称は、在外教育施設として適当なものでなければならない。

（位置）

第4条 申請施設の位置は、教育上適切な環境に定めなければならない。

（設置者）

第5条 申請施設の設置者は、次の各号の一に該当する団体で文部科学大臣が適当と認めるものでなければならない。

- 一 海外に在留する邦人が当該邦人の福利の増進を主たる目的として組織した団体
- 二 在外教育施設の設置を目的として申請施設の所在国の法令等に基づき設立される法人その他の団体で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が当該申請施設の設置運営について関与しているもの

三 前2号に準ずる団体

第6条 前条第1号に規定する申請施設の設置者には、その設置する申請施設の適正な管理運営を行うため、学校運営委員会その他これに相当するもの（以下この条において「学校運営委員会等」という。）を置かなければならない。

2 学校運営委員会等には、役員として、委員長1人、委員4人以上及び監事1人以上を置かなければならない。

3 前条第2号又は第3号に規定する申請施設の設置者には、役員として、理事長1人、理事4人以上及び監事1人以上を置かなければならない。

（学則）

第7条 申請施設の設置者は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第1項各号に掲げる事項に準じた内容を記載した学則を制定しなければならない。

（修業年限）

第8条 申請施設の有する小学校等の課程と同等の課程の修業年限は、それぞれ、学校教育法（昭和22年法律第26号）第32条、第47条又は第56条に規定する修業年限に相当するものでなければならない。

（教育課程）

第9条 申請施設の教育課程については、学校教育法及び学校教育法施行規則並びに小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は高等学校学習指導要領の定めるところによらなければならない。ただし、地域社会、当該申請施設又は当該申請施設に在学する児童生徒の実態等から特に必要があり、かつ、小学校等と同等の教育水準が確保できると認められる場合には、その一部について特別の教育課程によることができる。

（学級編制）

第10条 申請施設の学級は、それぞれの課程に応じ、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）第4条及び第5条、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）第4条及び第5条又は高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第7条に定めるところに準じて編制しなければならない。

（教職員）

第11条 申請施設には、学校教育法第37条第1項に定めるところに準じて、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員（以下「教職員」という。）を置かなければならない。ただし、特別の事情のある場合には、教頭又は事務職員を置かないことができる。

2 申請施設には、前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 申請施設の校長は、5年以上学校教育法施行規則第20条第1号イからヌまでに掲げる教育に関する職（以下この条において「教育に関する職」という。）にあった者で、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この条において「免許法」という。）による教諭の普通免許状（高等学校の課程と同等の課程のみを有する申請施設の校長にあつては、教諭の専修免許状又は1種免許状）を有する者又は10年以上教育に関する職にあつた者でなければならない。ただし、前段の規定により難い特別の事情がある場合には、5年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長とすることができる。

4 申請施設の設置者は、当該施設の運営上特に必要がある場合には、前項に規定するもののほか、同項前段に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長と

することができる。

5 前二項の規定は、申請施設の副校長及び教頭について準用する。

6 申請施設の教諭は、免許法による小学校等の教諭の普通免許状（以下この項において「教諭普通免許状」という。）を有する者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、教諭の一部につき、教諭普通免許状を有していた者（免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）、免許法第18条第1項に規定する外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者その他教科に関して専門的な知識、技能等を有する者を充てることができる。

7 申請施設の養護教諭は、免許法による養護教諭の普通免許状（以下この項において「養護教諭普通免許状」という。）を有する者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、養護教諭普通免許状を有していた者（免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）を充てることができる。

（施設・設備）

第12条 申請施設の校地、校舎等の施設及び設備は、学校教育法施行規則第1条第1項に定めるところに準じて設けなければならない。

2 申請施設の校舎床面積は、児童又は生徒1人当たり10平方メートルを標準とする。

第2章 運営の基準

（運営の基準）

第13条 第1条の認定を受けた在外教育施設（以下「認定施設」という。）の運営の基準については、この章の定めるところによる。

（財務計算に関する書類）

第14条 認定施設の設置者は、当該施設の管理運営に必要な収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、これを備えなければならない。

（表簿）

第15条 認定施設においては、学校教育法施行規則第28条第1項各号に掲げる表簿に準じた書類を備えなければならない。

（健康診断）

第16条 認定施設においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条及び第14条に定めるところに準じて、当該認定施設に在学する児童生徒の健康診断を行わなければならない。ただし、所在国の状況その他により特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

2 認定施設の設置者は、学校保健安全法第15条及び第16条に定めるところに準じて、教職員の健康診断を行わなければならない。ただし、所在国の状況その他により特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

第3章 認定の手続等

（認定の申請）

第17条 第1条の認定を受けようとする者は、申請施設の設置者の名称、住所、代表者の氏名及び申請施設の名称を記載した申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請しなければならない。

一 申請施設の概要を記載した書類

- 二 設立趣意書
 - 三 第7条に規定する学則
 - 四 第11条第1項に規定する校長、教頭、教諭及び養護教諭の氏名、経歴の概要等を記載した書類
 - 五 校具及び教具の明細表
 - 六 申請施設の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
 - 七 申請施設及び設置者の所在国における法的地位等を証する書類
 - 八 設置者の寄附行為若しくは定款又はこれらに類する規約
 - 九 第6条に規定する役員の名簿及び履歴書
 - 十 第6条に規定する役員に関する規定
 - 十一 資産及び会計に関する規定
 - 十二 収支予算書
 - 十三 入学者選抜実施要項及び入学案内等の申請施設の概要を示した書類又はこれに準ずるもの
 - 十四 その他文部科学大臣が定める書類
- 2 前項の規定による申請は、申請施設の認定を受けようとする年の前年の5月31日（正当な理由があると文部科学大臣が認めた場合にはその認めた日）までに行わなければならない。
- 3 文部科学大臣は、前項の申請があった場合には、当該申請施設の認定を受けようとする年の前年の12月31日までに当該申請施設を認定するかどうかを決定し、当該申請施設の設置者に対しその旨を速やかに通知するものとする。ただし、当該日までに当該決定又は当該通知をすることができないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- （変更の承認等）
- 第18条 認定施設の設置者は、名称、位置、設置者又は第7条に規定する学則（学校教育法施行規則第4条第1項第2号、第3号（授業日時数に関する事項を除く。）又は第5号に掲げる事項に準じたものに係る部分に限る。）を変更しようとする場合には、その変更の内容、理由及び時期を記載した書類を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 認定施設の設置者は、校地、校舎、運動場その他直接教育の用に供する土地建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 3 認定施設の設置者は、第6条に規定する役員若しくは第11条第1項に規定する校長若しくは教頭に変更があった場合又は授業料若しくは入学料の改定があった場合には、遅滞なく、文部科学大臣に届け出なければならない。
- （定期報告書の提出等）
- 第19条 認定施設の設置者は、毎年6月15日までに、当該認定施設の運営等に関する定期報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 認定施設の設置者は、当該認定施設を6月以上休校にしようとするときは、その休校

の決定の後遅滞なく、休校報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 3 認定施設の設置者は、6月以上休校にしている認定施設を再開しようとするときは、その再開の決定の後遅滞なく、再開報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。
- 4 認定施設の設置者は、認定に関し文部科学大臣から必要な資料の提出を求められた場合には、当該資料を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第20条 文部科学大臣は、認定施設が次の各号のいずれかに該当するときは、第1条の認定を取り消すことができる。

- 一 認定施設が第1章に規定する認定の基準又は第2章に規定する運営の基準に適合しなくなったとき。
- 二 第18条第1項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。
- 三 前条第1項に規定する定期報告書、同条第2項に規定する休校報告書、同条第3項に規定する再開報告書又は同条第4項の規定により提出しなければならない資料の提出を怠ったとき。

第21条 認定施設の設置者は、当該認定施設について、認定の取消しを受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 認定の取消しを受けようとする理由
- 二 認定の取消しを受けようとする予定時期
- 三 在学している児童生徒があるときは、その取扱い

(認定等の告示)

第22条 文部科学大臣は、第1条の認定をしたときは、認定施設の名称、位置、設置者その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により告示する。これらの事項の変更について承認をしたときも、同様とする。

- 2 文部科学大臣は、前2条の規定により認定を取り消したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により告示する。

(電磁的記録による申請等)

第23条 この告示の規定に基づき在外教育施設の設置者が文部科学大臣に申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第3条第8号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う場合には、書面等（情報通信技術活用法第3条第5号に規定する書面等をいう。以下同じ。）に代えて、電子情報処理組織（在外教育施設の設置者及び申請等を受ける行政機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して書面等に係る電磁的記録（情報通信技術活用法第3条第7号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に文部科学大臣に到達したものとみなす。

(電磁的記録による作成等)

第24条 この告示の規定に基づき在外教育施設の設置者が作成等（情報通信技術活用法

第3条第11号に規定する作成等をいう。)を行う場合には、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成3年11月14日から実施する。
- 2 申請施設及び認定施設の有する高等学校の課程と同等の課程の1学級の生徒の数は、第10条の規定にかかわらず、当分の間、45人を標準とする。
- 3 申請施設及び認定施設には、第11条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる。
- 4 平成3年に第1条の認定を受けようとする者については、第17条第2項中「申請施設の認定を受けようとする年の前年の5月31日」とあるのは「平成3年12月1日」と、同条第3項中「当該申請施設の認定を受けようとする年の前年の12月31日」とあるのは「平成3年12月31日」と、平成4年に第1条の認定を受けようとする者については、第17条第2項中「申請施設の認定を受けようとする年の前年の5月31日」とあるのは「平成4年5月31日」と、同条第3項中「当該申請施設の認定を受けようとする年の前年の12月31日」とあるのは「平成4年12月31日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

改正文 (平成12年3月29日文部省告示第42号) 抄
平成12年4月1日より施行する。

附 則 (平成12年12月11日文部省告示第181号) 抄
(施行期日)

- 1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成14年3月29日文部科学省告示第58号)

- 1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に休校の決定が行われている認定施設については、改正後の第19条第2項の規定は適用しない。

附 則 (平成14年12月18日文部科学省告示第198号)
この告示は、平成15年4月1日から施行する。

改正文 (平成19年3月30日文部科学省告示第46号) 抄
平成19年4月1日から施行する。

- 附 則 (平成19年12月25日文部科学省告示第146号) 抄
この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成19年12月26日)から施行する。

附 則 (平成21年3月31日文部科学省告示第67号)
この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日文部科学省告示第148号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年8月29日文部科学省告示第113号)
この告示は、公布の日から施行する。